



「ふるさと納税の使い道」に受動喫煙防止を追加!! 受動喫煙防止の先進的なまち・いこまをつくるコース

生駒市では制度本来の趣旨に立ち返り、ふるさとの「まちへの恩返し」をキーワードに、ふるさと納税（ふるさと生駒応援寄附）をリニューアルしましたが、新たに、ふるさと納税の使い道として「受動喫煙防止対策」を追加し、全国の自治体のモデルとなる先進的な受動喫煙防止の取り組みを推進します。



■ 使い道の追加コース

「受動喫煙防止の先進的なまち・いこまをつくるコース」

暮らしやすいまちとして定評のある生駒市。「生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、平成30年6月1日からは生駒駅前周辺を歩きタバコ禁止区域とし、取り締まりも開始します。生駒市では、今後も受動喫煙防止を進め、暮らしやすいまちをつくるために役立てるコースです。

<使い道として予定している事業>

- ・ 市内事業所での禁煙推進
- ・ 市民の禁煙を支援するための先進的セミナーや啓発の実施
- ・ 歩きタバコ等禁止区域の拡大検討（そのために最低限必要な受動喫煙を防ぐことのできる喫煙スペース等の整備）

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市課税課（課長 平田、課長補佐 坂田） ☎0743-74-1111（内線 281）

《参考》

□ 生駒市の受動喫煙防止対策

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、受動喫煙を防止する健康増進法の一部を改正する法律案が3月9日に閣議決定されました。生駒市でも、たばこの火による身体、持ち物等への被害及びたばこの煙による健康被害を防止し、喫煙者、非喫煙者がお互いに安全で快適に過ごせる生活環境をつくるため、平成29年10月1日に「生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、さらに平成30年6月1日に歩きたばこ等禁止区域を告示し、取り締まりを開始するなど、平成30年度も受動喫煙防止について様々な施策を進めていきます。

- 1 6月1日に歩きたばこ等禁止区域を告示し、取り締まりを開始します
- 2 受動喫煙防止、歩きたばこ・路上喫煙防止、路上喫煙禁止区域のPRに積極的に取り組みます
- 3 事業者にも協力を求めています
- 4 4月1日から職員の職務時間内喫煙を禁止しています
- 5 受動喫煙防止についての庁内組織体制を整備し、継続的に取り組んでいきます

□ 寄附金の使い道に、「まちへの恩返し」につながる具体的10事業

- ① 生駒の音楽祭をみんなで創ろうコース
- ② 「暮らす価値のあるまち生駒」を発信&体感コース
- ③ 生駒のシンボル・生駒山をナラ枯れから守れコース
- ④ イノシシ突進を防いで地産地消拡大コース
- ⑤ 殺処分ゼロを目指す 猫愛護コース
- ⑥ 災害があれば、いつでも出動 消防自動車購入コース
- ⑦ スポーツを通じた感動体験応援コース
- ⑧ 絵本や遊具を充実！いこまっこ成長サポートコース
- ⑨ 贅沢だと切り捨てないで！小中学校エアコン設置コース
- ⑩ 「受動喫煙防止の先進的なまち・いこまをつくるコース」(追加)